

	両筑平野 用水事業	両筑平野 用水施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
	福岡導水 事業	福岡導水 施設	厚生労働大臣
	筑後川下 流用水事 業	筑後川下 流用水施設	農林水産大臣
	両筑平野 用水二期 事業	両筑平野 用水施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
	福岡導水 施設地震 対策事業 ある施設	福岡導水 施設地震 対策事業の 対象で	厚生労働大臣
	筑後川下 流用水総合 対策事業である施設	筑後川下 流用水総合 対策事業の対象	農林水産大臣

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(業務方法書に記載すべき事項の特例)

第二条 機構法附則第四条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第一条各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を業務方法書に記載するものとする。

一 機構法附則第四条第一号に規定する業務に関する事項

二 機構法附則第四条第二号に規定する業務に関する事項

附則 (平成一九年三月二九日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第四号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則 (平成一七年五月二日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一八年三月二八日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則 (平成一九年三月二六日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号)

2 (業務実績報告書に係る経過措置)
改正法附則第八条第一項の規定により改正法

附 則（平成三〇年八月二日厚生労働省・農林水産省・經濟産業省・国土交通省令第三号）

附 則 (平成三〇年八月二十四日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第四号)

この省令は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律の施行の日(平成三十年八月三十一日)から施行する。

附 則 (平成三一年三月二十九日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年五月二二日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年六月二二日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年五月二一日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年三月二六日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年三月二五日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年九月二一日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年三月三〇日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)

この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第七条の表筑後川下流水総合対策事業の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年六月三〇日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年二月二七日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。